



帯行政第62号

平成29年12月20日

帯広市監査委員 林 伸 英 様  
同 秋 田 勝 利 様  
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 寿  
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成29年8月1日付帯監査第38号において報告のありました平成29年度定期監査及び  
財政援助団体監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講  
じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、消耗品の購入において同一日や近接する日付で発注事務を行っているものや、所得税の源泉徴収を行っていないものがあり、事務処理において改善を要する事例が見受けられました。</p> <p>このことは、過去の定期監査においても指摘を行っていたところではありますが、繰り返し同様の事例が発生したことは遺憾であり、再発防止に向けた改善を求めます。</p> <p>また、外部送付帳票等の受領・チェック事務を重点項目に設定して監査を行ったところ、事務処理は適正に行われていました。</p> <p>引き続き、情報処理システム運用マニュアルに基づき、適正に事務処理が行われることを望みます。</p> <p>今後においては、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される効率的な行政運営が行われますよう期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、事務処理はおおむね適正に行われ、全体的に改善が図られていると評価された一方で、過去に指摘されていた事例について再度指摘され、再発防止の必要性が示された結果となりました。</p> <p>関係法令等の遵守はもちろんのこと、平成 28 年度に策定した「適正な業務執行の指針」を念頭に、再発防止に努めてまいります。</p> <p>重点項目に設定されていた対外的に送付する帳票等にかかる磁気媒体の確認については、今後においても事務処理システム運用マニュアルを意識しながら、適正に事務処理が行われるように、当該事務所管課におけるチェック体制の維持・改善に努めていきます。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、過去の指摘事項についても改めて見直しを行うほか、事務処理のプロセスの確認や点検のあり方などについて検討し、適正かつ効率的な事務の執行に向けて取り組んでまいります。</p>

財政援助団体監査指摘	措置状況
<p>庁外団体は、地方分権の進展や市民ニーズが多様化する中において、市がこれらの行政課題に柔軟に対応するため、行政活動の補完的な業務を行うものとして、補助金等の交付を受けております。</p> <p>今回の監査では、補助金等が交付目的に沿って執行され、事務処理もおおむね適正に行われていましたが、一部の精算事務の遅延や事業の履行確認が不十分なものなど、不適正な事務処理が見受けられました。</p> <p>公金の適正な執行を確保するため、庁外団体の事務執行においても、行政事務と同様に適正な事務処理を行うとともに、引き続き市は庁外団体との連携を深められ、市民福祉の増進に寄与されますよう期待いたします。</p>	<p>今回の財政援助団体監査では、市が庁外団体へ交付した補助金等は目的に沿って執行され、おおむね適正な事務処理が行われているとの評価でしたが、一部に不適正な事務処理も見受けられ、事務改善の必要性があるものと考えられます。</p> <p>多くの指摘があった調定や支出時期の遅延や郵便等の適正な管理等については、市においても過去に指摘・指導されているものであることから、適正に事務を執行できるよう過去の事例共有等に努めていきます。</p> <p>庁外団体の事務執行においても、行政事務と同様に対応すべきものであることを改めて認識し、公金の適正な執行を確保に努めてまいります。</p>